

第2章 ごみ処理事業

1 概 説

(1) 現 況

当局は、全市域から排出される一般廃棄物の処理計画を立て、この計画に基づき、一般家庭から排出される普通ごみ・粗大ごみ等の処理、事業活動に伴って排出される事業系一般廃棄物及び一部産業廃棄物の処分、道路清掃等の環境整備を実施している。

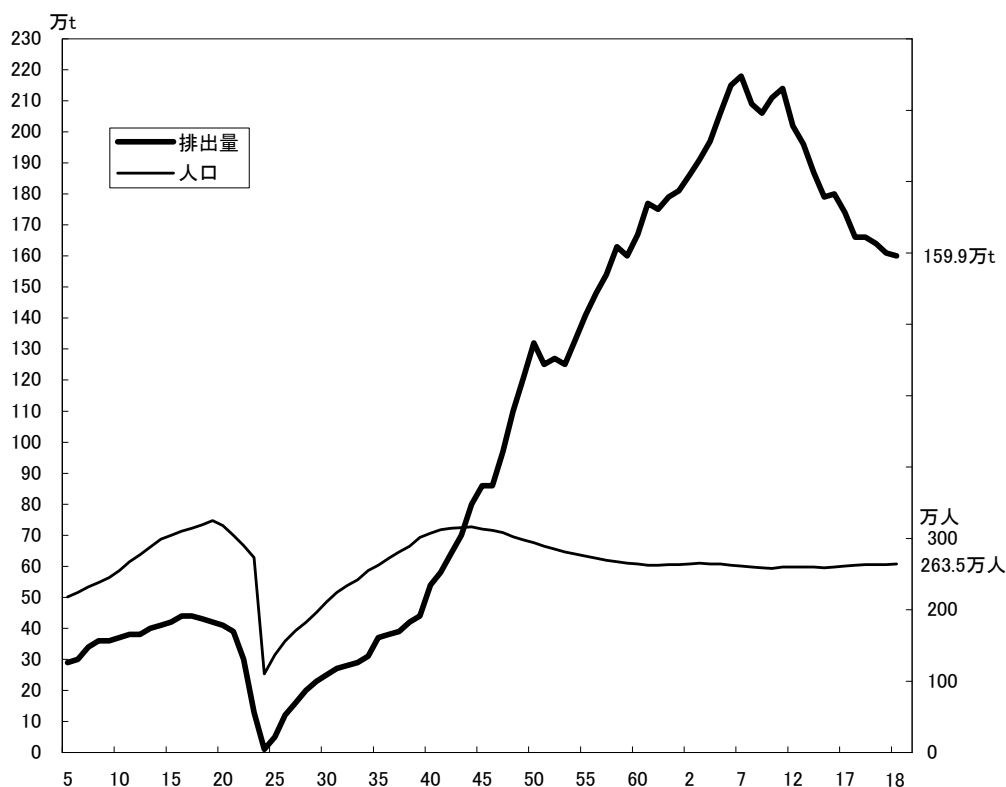
平成19年度は、156.5万トンの一般廃棄物を処理する見込みで、このうち151.2万トンを舞洲工場をはじめとする10工場で焼却し、又、破碎処理後に回収した金属0.8万トン、及び資源ごみ（空き缶・空きびん・金属製の生活用品・ペットボトル）・容器包装プラスチックについて、4.5万トンの再資源化を図る計画である。

(2) ごみの排出量

昭和30年頃までは、ごみの排出量と常住人口との間に相関関係が見られたが、昭和40年以降、産業活動の高度化と市民の生活水準の向上は各種の使い捨て商品を氾濫させ、生活様式のすみずみにまで大量消費、大量廃棄の気風を定着させ、ごみの急増を招くこととなったが、平成3年度をピークにここ数年は、景気の低迷やごみ減量施策の進捗等と相俟って減少傾向を示している。

本市におけるごみの排出量の推移は表－1、図－2に示すとおりである。

図－2 ごみ排出量と人口の推移



表－１ ごみ排出量の推移

年 度	年間総排出量	家庭系ごみ	人 口	１人１日あたり
	(t)	(t)	(人)	(g)
平成 10	1,871,320	743,261	2,596,276	784
11	1,790,947	736,729	2,595,155	776
12	1,795,118	730,336	2,598,774	770
13	1,739,974	689,553	2,607,059	725
14	1,663,752	623,008	2,614,875	653
15	1,664,902	623,009	2,619,955	650
16	1,637,554	614,536	2,624,775	641
17	1,609,328	598,517	2,628,811	624
18	1,598,967	615,831	2,635,420	640

(注) １． 家庭系ごみ量には、普通ごみ（空気輸送を含む）・資源ごみ・容器包装プラスチック・臨時搬出ごみ・粗大ごみの排出量を加えた。

２． １人１日あたり排出量は、家庭系ごみ量を人口、及び３６５日又は３６６日で除して算出した。

３． 人口は各年度とも１０月１日現在の推計人口

(3) ごみの質的变化

市民の生活様式の多様化等に伴い、排出されたごみの組成にも変化がみられる。ごみの組成は、焼却処理・埋立処分にも影響を与えるため、毎年その把握に努めている。本市における、焼却工場に搬入されるごみ組成・発熱量等の推移はP115に示すとおりである。

(4) 適正な処理が困難なもの等の対策

① 排出禁止物対策

ごみの中には危険物や適正な処理が困難なものも含まれており、円滑なごみ処理の障害となっている。このため、排出禁止物については、大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例第18条にその性状等を規定したうえ具体的な品目等を定め、市民にごみとして出さないように周知するとともに、関係業界には危険物等を回収するように協力を求めている。

② 適正処理困難物対策

国においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第６条の３に基づき、事業者の協力を求めることができる適正処理困難な廃棄物として、廃ゴムタイヤ、廃テレビ受像機（２５型以上）、廃電気冷蔵庫（２５０Ｌ以上）、廃スプリング入りマットレスの４品目を指定した。

廃ゴムタイヤについては、業界の構築したシステムにより回収・運搬・処理を行うこととし、本市ではこれを排出禁止物とした。

廃スプリング入りマットレスについては、現在、業界と協議されているところであり、本市としては、国へ関係業界との協議の推進について働きかけていく。

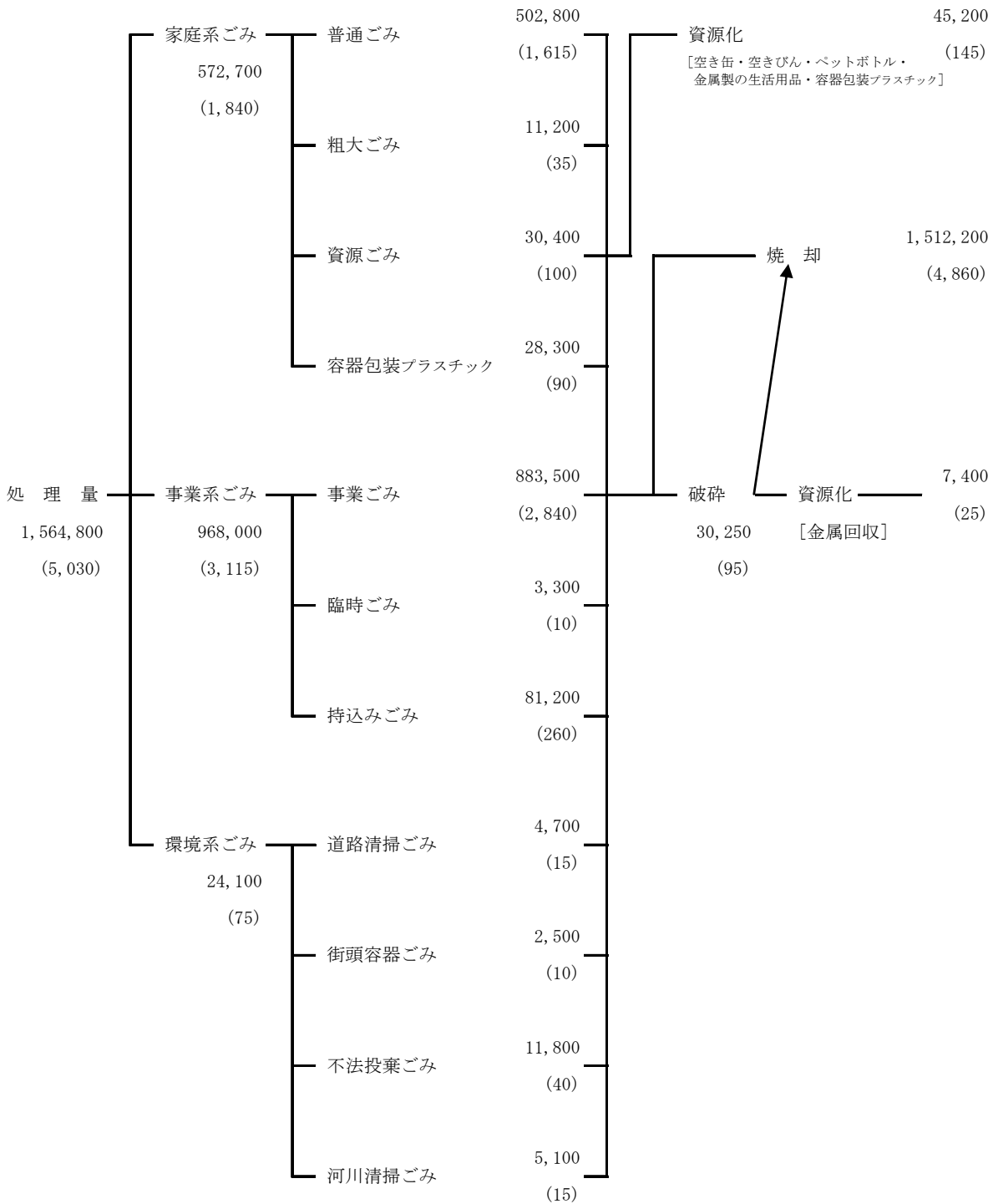
廃家電品については、平成１３年４月から「特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）」が施行され、対象品目として指定された家電４品目（テレビ・冷蔵庫（平成１６年４月から冷凍庫を追加）・洗濯機・エアコン）は、販売店が回収し、製造業者がリ

サイクルし、それにかかる費用を排出者が負担というリサイクルシステムがスタートした。

これにより本市は、廃家電4品目を粗大ごみ収集対象から除外し、販売店引取義務の生じない廃家電品について、システムを補完する立場で市民からの申し出のうち、収集手数料免除分についてのみ無料で回収し、指定引取場所へ運搬することによりリサイクルしている。

2 平成19年度ごみ処理計画

(单位: t)



(注) 1. 普通ごみはごみ管路輸送施設による15t/日を含む。
2. ()は処理日数(311日換算。ただし5t単位)
3. 告示産廃10,200tは含まない。

3 ごみの収集・輸送

(1) 家庭系ごみ

ア. 普通ごみ収集

一般家庭などから排出される一般廃棄物（収集対象品目は台所ごみ、紙くず、せとものをはじめ最大の辺又は径が30cm以内の日用品、電気器具類など）については、市が直営で週2回収集している。

ただし、1日平均の排出量が10kg以上の場合や、毎日収集の場合については有料（第1章―9 手数料・使用料等一覧表参照）で収集している。

この作業を効率よく行うため市内を11区域に分割し、それぞれの区域に設置されている環境事業センターが所管区域内の収集計画を立て、作業を行っている。

なお、収集作業に使用する車両については、低公害車両の導入を図っている。

◎ 狭隘道路地域対策

本市の収集形態は、各戸収集を原則としているが、パッカー車等の入れない地域については、パッカー車等の入れる道路まで市民にごみを持ち出してきてもらうか、あるいは軽四輪車で収集する作業形態をとっている。

◎ 中高層住宅対策

一定規模以上の建物を建設しようとする者に対して、一般廃棄物及び再利用対象物の保管施設の設置を条例により義務付けている。

表―2 新規中高層建築物「ごみ収集施設」指導状況

年 度	14	15	16	17	18
(戸 数)	(24,194)	(22,091)	(26,592)	(33,838)	(34,846)
件 数	409	402	445	574	531

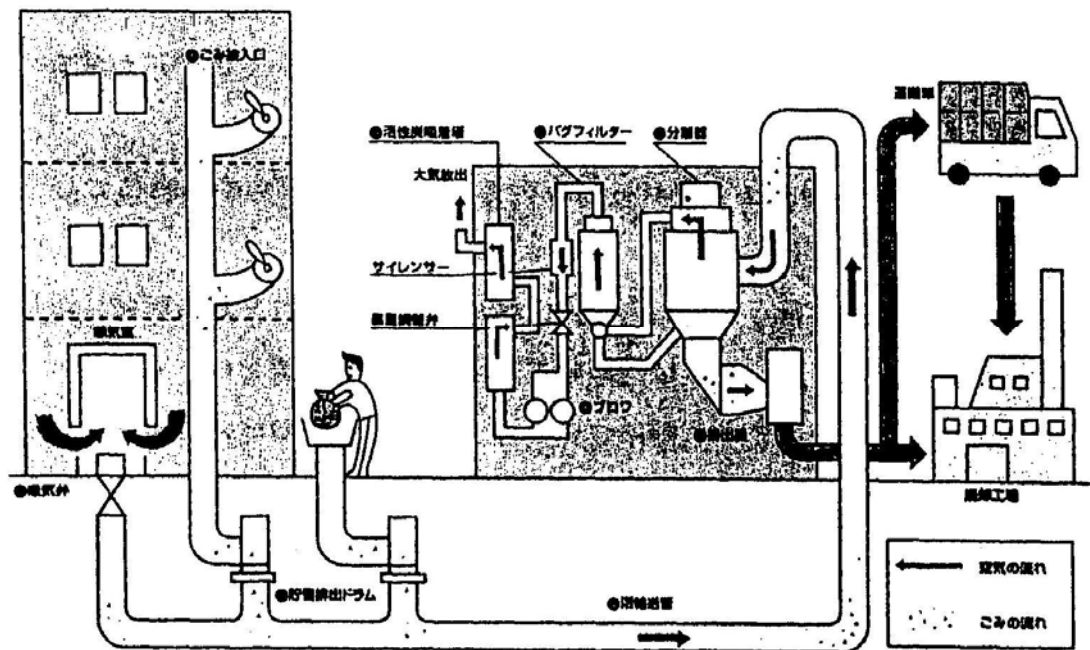
(注) 再申請に伴う重複分を除く。

イ. ごみ管路輸送

収集形態の一つとして、“ごみを空気の流れにのせて収集”する管路輸送システムを森之宮市街地住宅、南港ポートタウンにおいて実施している（図―3参照）。

なお、当該システムの管理運営については、昭和61年から（財）大阪市環境事業協会に委託している。

図－３ ごみ管路輸送のフローシート



表－３ ごみ管路輸送施設概要

	森之宮第2市街地住宅	南港ポートタウン
所在地	城東区森之宮2丁目	住之江区南港中6-2
実施年月	昭和51年6月	昭和52年11月
総戸数	約2,000戸	約10,000戸
ごみ排出能力	約4.5t/日	約50t/日
配管延長	約1.3km	約11km
配管直径	50cm	60cm
ごみ移動速度	平均25m/秒	平均25m/秒
ごみ投入部貯留排出装置	7カ所	88カ所

ウ. 粗大ごみ収集

家具や家庭電化製品等（エアコン・テレビ・冷蔵庫及び冷凍庫・洗濯機は除く）の大型耐久消費財で最大の辺又は径が30cmを超えるものあるいは棒状で1mを超えるもの及び家庭の引越しなどで一時的に多量に出されるごみについても、電話申込みにより有料で粗大ごみ収集を実施している。

エ. 臨時ごみ収集

事業活動に伴って出るごみについては、市民・事業者からの申し出により、有料で収集している。（第1章－9 手数料・使用料等一覧表参照）

オ. 資源ごみ収集

ごみの減量と資源の有効利用を図るため、空き缶・空きびん・ペットボトル・金属製の

生活用品を対象に週1回資源ごみ収集を実施している。

カ. 容器包装プラスチック収集

ごみの減量と資源の有効利用を図るため、ペットボトルを除くプラスチック製容器包装廃棄物を対象に週1回容器包装プラスチックの収集を実施している。

キ. ごみの持ち出しサービス

本市が進めている「ひとにやさしいまちづくり」の一環として、平成8年4月から一人暮らしのおとしよりやおとしよりのみの世帯、障害のある方が居住している家庭で、ごみを一定の場所まで持ち出すことが困難な世帯を対象として、申し込みによりごみの持ち出しサービスを実施している。

ク. 「ふれあいあんしんパトロール」

平成17年2月から子どもからおとしよりまで「誰もが安心して暮らすことができる安全なまちづくり」の実現のため、ごみ収集等作業が日常的に、市内全域で行われるという環境局事業の特性を活かし、事件などの早期発見に努めるとともに、犯罪を未然に防止すること（犯罪の抑止）を目的として、ごみ収集車等を活用した作業エリア内パトロール（巡視）を実施している。

ケ. 中身の見えるごみ袋（透明または半透明）による排出指定制度

分別排出を徹底し、ごみの減量・リサイクルを推進するため、平成20年1月から、普通ごみ・資源ごみ・容器包装プラスチックなど、すべてのごみについて、中身の見えるごみ袋（透明または半透明）による排出に指定する。事業系のごみについても、中身の見えるごみ袋で排出するよう指定する。

1 実施時期

平成20年1月

2 対象となるごみ

環境局が収集する、普通ごみ・資源ごみ・容器包装プラスチックなど、すべてのごみ及び許可業者が収集する家庭系ごみ及び袋により排出される事業系ごみを対象とする。

(2) 事業系ごみ

ア. 事業ごみ収集

市場、飲食店、デパート、地下商店街など、事業系一般廃棄物を排出するところで、夜間や早朝の収集作業を必要とする場合及び排出量が多量の場合は、市長が許可した一般廃棄物収集運搬業者（370業者）が個々に排出者と直接契約して収集を行っている。

なお、許可をうけた業者の従業員は、約2,600名で、使用車両は983台である。

（平成19年8月31日現在）

◎ 許可業者適正搬入対策

本市の事業系一般廃棄物の大半を収集している許可業者に対し、本市処理施設への適正搬入を指導している。その対策として、他都市からのごみや搬入不適物の搬入防止を目的

として工場等での搬入物検査を行うとともに、巡回パトロールによる指導などを実施している。

イ. 持込みごみの受入れ

市民や事業者が、ごみ（一般廃棄物）を自ら本市処理施設に持ち込む場合には、有料で受け入れている。

(3) 環境系ごみ

ア. 道路清掃及び植樹帯等の除草・清掃

住宅やビルの周囲にある生活道路の清掃については、市民や事業者による門前清掃の協力要請を行っているが、市民や事業者の協力が得られにくく、空き缶や紙くずなどの散乱ごみが目立つ場所は、環境事業センターが随時巡回パトロールと清掃を行っている。

本市が管理する主要道路については、ロードスイーパー等を使用した車道の夜間清掃及び歩道橋や橋の歩道の手掃清掃を実施しているほか、道路の植樹帯等の除草及び清掃について月1回（除草は12月及び1、2月を除く）の頻度で実施しており、また、主要ターミナルの周辺地域では美観を維持するため、通行量の少ない早朝に清掃を行っており、さらに梅田、難波、天王寺の三大ターミナルの周辺については昼間にも巡回清掃を、いずれも業者委託により実施している。

表－4 道路清掃等作業状況

区分	対 象 場 所		清 掃 頻 度
直営	空き缶や紙くずなどの散乱ごみが目立つ場所		随時
業者委託	車道	道路延長 689km	週3回から月に1回
	歩道橋	203カ所	2週間に1回
	橋の歩道	133カ所	2週間に1回
	ターミナル周辺 (早朝清掃)	梅田、難波、天王寺	毎 日
		京橋、上六・鶴橋、十三	週3回
	ターミナル周辺 (巡回清掃)	梅田、難波、天王寺	毎 日
	植樹帯等の除草及び清掃	610,000㎡	月1回

イ. 街頭ごみ容器

まちの美化を促進するため、各ターミナルや主要幹線道路のバス停留所、主要交差点等に街頭ごみ容器約5,000個、すいがら容器約1,000個を設置し、これらの維持管理と収集作業を行っている。

なお、平成9年度から新しいデザインの容器を作成し、年次計画により順次設置替えを実施した。

(平成9年度：800個設置 10年度～15年度：各700個設置)

ウ. 不法投棄処理

まちの美観を損ねる不法投棄を防ぐため、次のような措置を講じている。

- ① 所轄警察署との協力の他、各環境事業センターに配属している環境整備車両により、市内を巡回しながら不法投棄を発見次第投棄物の除去作業を実施している。
- ② 市民のマナーを喚起するための不法投棄防止の立札設置や広報活動
- ③ 空地の管理者または所有者に対する適正管理の要請
- ④ 不法投棄の常習場所約180カ所のうち特に重点的な対応が必要な61カ所を中心に夜間パトロールを実施し、投棄者を発見した場合には適正処理を指導するとともに、悪質な場合には警察の協力も得て説諭している。

表－5 不法投棄処理状況

(単位：t)

年 度	処 理 量	内 訳	
		直 営	委 託
平成 13	15,656	13,719	1,937
14	12,613	10,560	2,053
15	12,727	10,543	2,184
16	11,344	9,291	2,053
17	10,592	8,429	2,163
18	10,034	7,910	2,124

エ. 犬・猫等の死体処理

道路上等の犬・猫等の死体の処理は、市民からの連絡により収集し、木津川事務所で焼却処理を行っている。

また、飼育されていたものについては、市民からの依頼により木津川事務所で有料処理をしている。(第1章―9 手数料・使用料等一覧表参照)

表－6 犬・猫等の死体処理状況

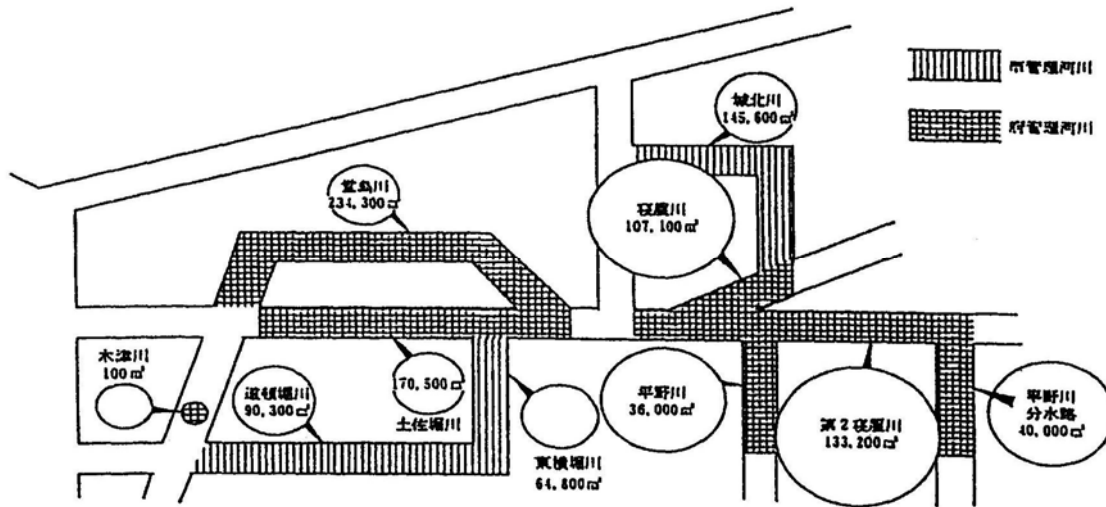
(単位：件)

年 度	道 路 上 等 に 遺 棄 されていたもの			飼育されていたもの				合 計
				犬 ・ 猫 等				
	犬	猫	小計	大	中	小	小計	
平 14	341	11,705	12,046	2,177	2,286	17,923	22,386	34,432
15	262	11,719	11,981	2,140	2,327	19,285	23,752	35,733
16	209	11,105	11,314	2,474	1,676	19,068	23,218	34,532
17	234	12,189	12,423	3,041	9,480	8,098	20,619	33,042
18	154	11,969	12,123	2,930	9,493	7,797	20,220	32,343

オ. 河川の水面清掃

市内の主要10河川（府の管理河川を含む）1,021,900平方メートルにわたりネットコンベア船等11隻の収集船を配置して、網端（ごみフェンス）に滞留したごみおよび水面の浮遊ごみの除去作業を実施している。

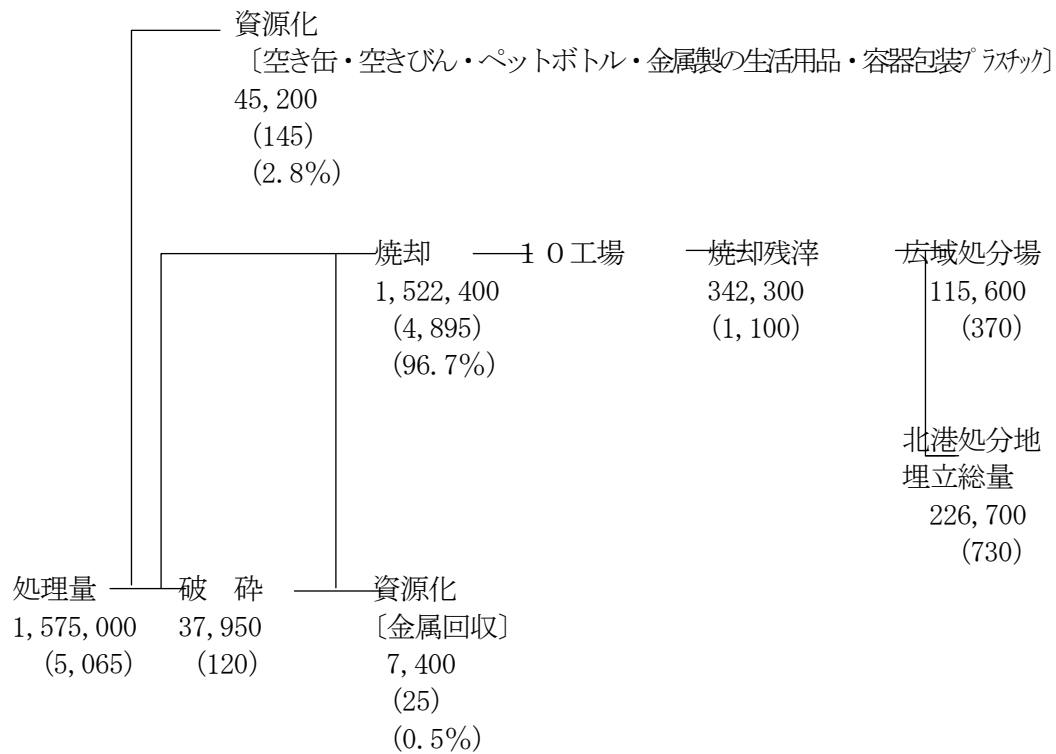
図-4 水面清掃区域



4 ごみの処分

(1) 平成19年度ごみ処分計画

(単位：t)



(注) 1. 焼却残滓には、他都市等のごみ焼却に伴う残滓を含む。

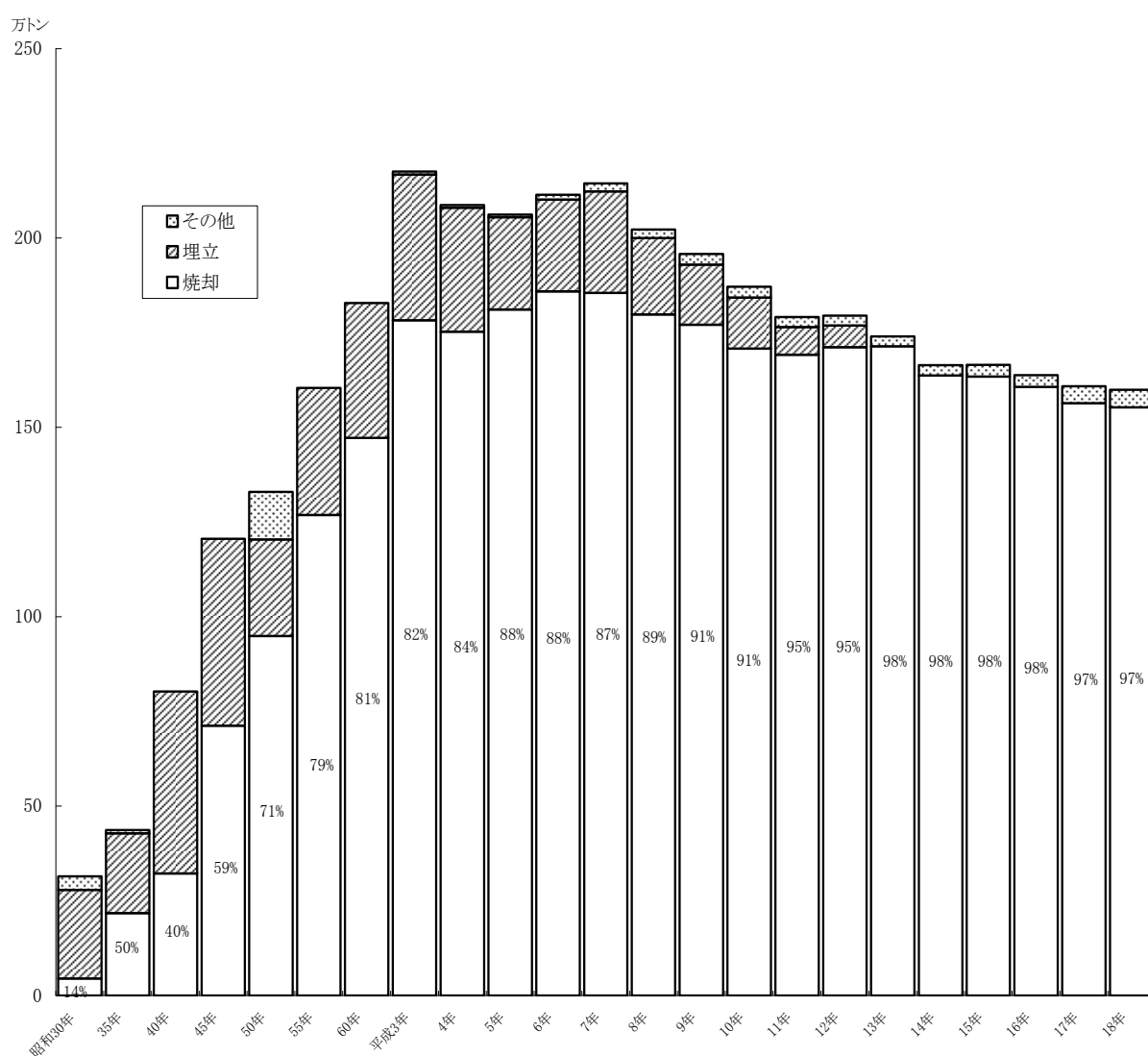
2. () は処理日量 (311日換算、ただし、5t単位)

(2) ごみ処分状況の推移

ごみの処分について、昭和30年頃まではその70数%を直接埋立により行っていた。当時、ごみの処分地は市内外の各所に確保していたが、その後ごみの増量と郊外の宅地化によって埋立地の確保が困難となったため最終処分量を減量する必要が生じ、また衛生的な処理を行う観点からも、ごみの焼却処理に重点を置くことになった。そこで本市では、可燃性ごみの全量焼却をめざして、昭和38年にわが国初の連続燃焼式焼却炉を有する住之江工場を完成させ、引き続いて西淀工場等の9工場を逐次建設してきた。

平成19年度は、総処理量の97%を焼却し、資源ごみ選別後の空き缶等と破碎処理後の回収金属3%を資源化する予定である。

図－5 ごみの処分状況の推移



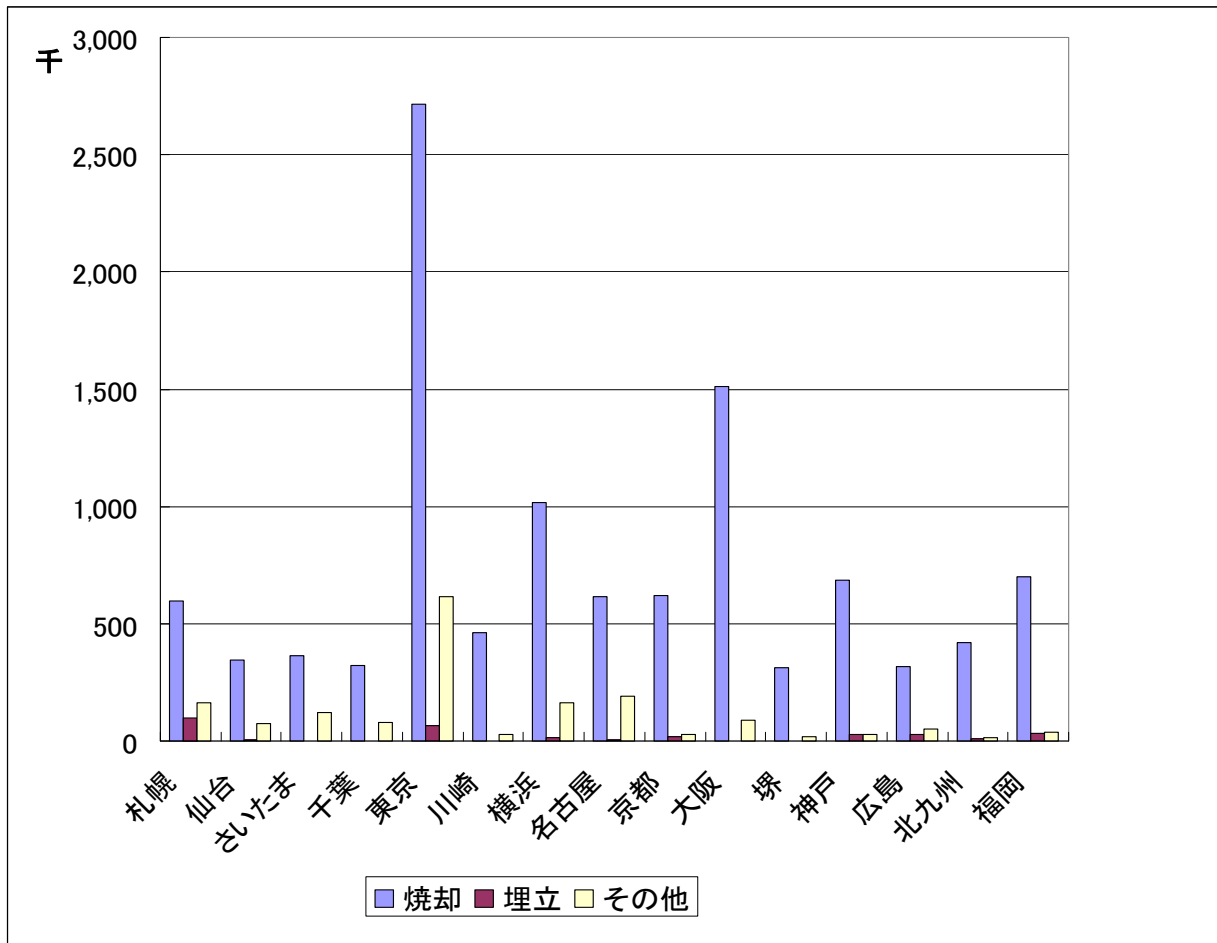
表－７ ごみの処分状況推移

年 度	総 処 分 量	焼 却		埋 立		そ の 他	
	t	t	%	t	%	t	%
平 12	1,795,118	1,711,743	95.4	57,055	3.2	26,320	1.4
13	1,739,974	1,713,539	98.5	0	0	26,435	1.5
14	1,663,752	1,636,511	98.4	0	0	27,241	1.6
15	1,664,902	1,634,090	98.1	0	0	30,812	1.9
16	1,637,554	1,606,441	98.1	0	0	31,113	1.9
17	1,609,328	1,563,844	97.2	0	0	45,484	2.8
18	1,598,967	1,552,975	97.1	0	0	45,992	2.9

(注) 総処分量には、下水汚泥等、北港処分地へ直接持ち込まれるものは含まない。

図－６ 平成18年度大都市ごみ処分状況

(単位：トン)



総収集量 (トン)	札幌	仙台	さいたま	千葉	東京	川崎	横浜	名古屋	京都	大阪	堺	神戸	広島	北九州	福岡
	861,216	422,613	484,142	400,980	3,397,662	490,255	11,200,462	814,516	668,516	1,598,967	334,267	743,027	398,868	438,374	772,872

(3) 中 間 処 理

ごみの中間処理には、焼却・破碎・高速堆肥化等があり、また、近年においてはRDF（ごみ燃料化）やガス化溶融も注目されるが、可能な限りごみの資源化を行ったのち、中間処理しなければならない廃棄物については、衛生的処理、減量減容化の面で、焼却処理が他の処理方法に比して最も優れていると考えられる。

本市では、限られた埋立処分地を有効に利用するため、体積にして約20分の1、重量にして約5分の1の減容・減量化できる焼却工場の建設に早くから力を注ぎ、昭和55年7月の大正工場の完成により、可燃性ごみの全量焼却体制を確立した。

また、老朽化していく既設工場については、新技術の導入による環境負荷の低減やごみ焼却エネルギーの有効利用を図りつつ、順次施設の整備を進めてきた。平成17年12月には東淀工場の建替え工事に着手し、平成21年度末の竣工を目途に計画を進めている。

一方、ごみの減量化と中間処理過程におけるリサイクルを推進するため、昭和63年4月に大正工場に破碎施設を設置し、さらに、舞洲工場に破碎設備を併設し、金属回収を実施している。

表－８ 工場一覧

区 分	森 之 宮	港	南 港	大 正	住 之 江
建 設 年 月	昭41. 10～44. 2	昭49. 7～52. 5	昭49. 12～53. 3	昭51. 12～55. 7	昭60. 12～63. 7
炉 式	タクマ式	デ・ロール式	タクマ式	デ・ロール式	タクマ式
規 模	300t/日×3基	300t/日×2基	300t/日×2基	300t/日×2基	300t/日×2基
敷地面積 (㎡)	13, 000	14, 000	13, 000	19, 000	33, 000
建 築 面 積 (㎡)	3, 200	5, 400	6, 100	10, 000	8, 500
当初建設費 (億円)	19	68	76	100 (12)	180
D X N対策費 (億円)	21	28	40	34	33
備 考	廃熱ボイラ3基 蒸気供給	廃熱ボイラ2基 背圧式タービン発電機 2, 750kw 1 基	廃熱ボイラ2基 背圧式タービン発電機 3, 000kw 1 基	廃熱ボイラ2基 背圧式タービン発電機 3, 000kw 1 基 [破碎施設] 回転式 140t/5h×1 基 剪断式 50t/5h×1 基 括弧書きは当初建 設費であり外数 敷地面積は破碎施 設・木津川事務所分 を含む	廃熱ボイラ2基 復水式タービン発電機 11, 000kw 1 基 高温水供給

区 分	鶴 見	西 淀	八 尾	舞 洲	平 野
建 設 年 月	昭62. 10～平 2. 3	平3. 3～7. 3	平3. 12～7. 3	平9. 3～13. 4	平11. 3～15. 3
炉 式	デ・ロール式	タクマ式	マルチン式	デ・ロール式	N K K 式
規 模	300t/日×2基	300t/日×2基	300t/日×2基	450t/日×2基	450t/日×2基
敷 地 面 積 (㎡)	38, 000	34, 000	40, 000	33, 000	54, 000
建 築 面 積 (㎡)	8, 300	8, 100	10, 000	17, 000	14, 000
当初建設費 (億円)	170	290	290	609 (84)	500
D X N対策費 (億円)	34	—	—	—	—
備 考	廃熱ボイラ2基 復水式タービン発電機 12, 000kw 1 基 敷地面積はセン ター分を含む	廃熱ボイラ2基 復水式タービン発電機 14, 500kw 1 基 蒸気供給 敷地面積はセン ター分を含む	廃熱ボイラ2基 復水式タービン発電機 14, 500kw 1 基 蒸気供給	廃熱ボイラ2基 復水式タービン発電機 32, 000kw 1 基 蒸気供給 [破碎施設] 回転式 120t/5h×1 基 低速回転剪断式 50t/5h×1 基 括弧書きは当初建 設費であり内数	廃熱ボイラ2基 復水式タービン発電機 27, 400kw 1 基 敷地面積はセン ター及び旧工場 分を含む

※建築面積には、計量棟及び別棟の管理棟を含む。

※大正工場破碎施設は昭和 6 3 年 3 月竣工。大正工場敷地内に併設。

※舞洲工場破碎設備は、舞洲工場建設時に舞洲工場内に設置。

図-7 ごみ焼却工場の断面図

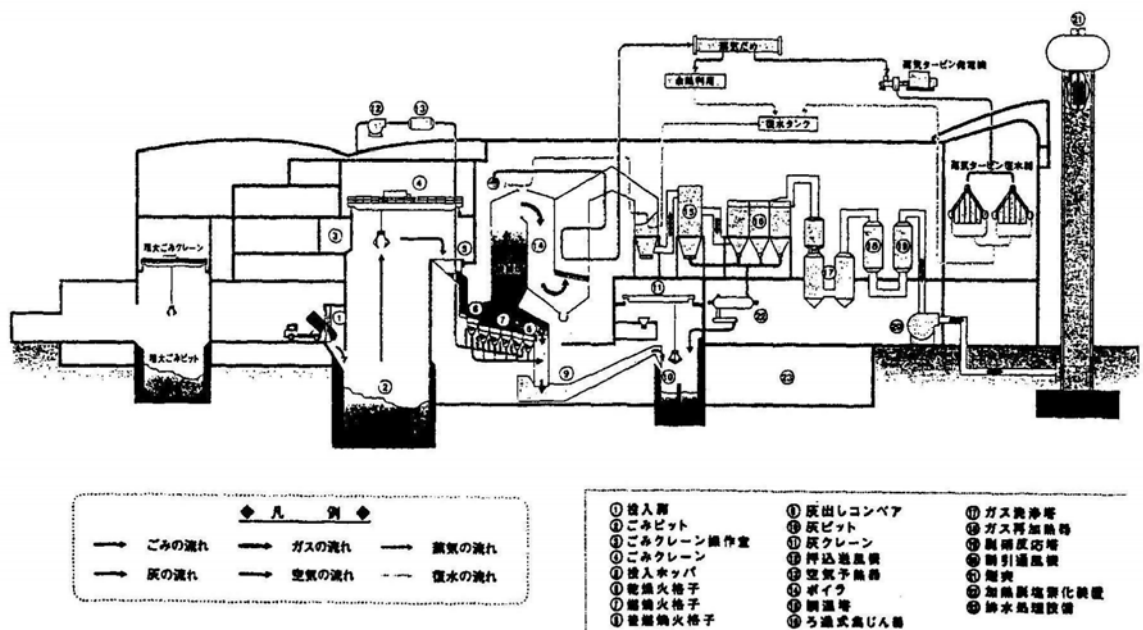
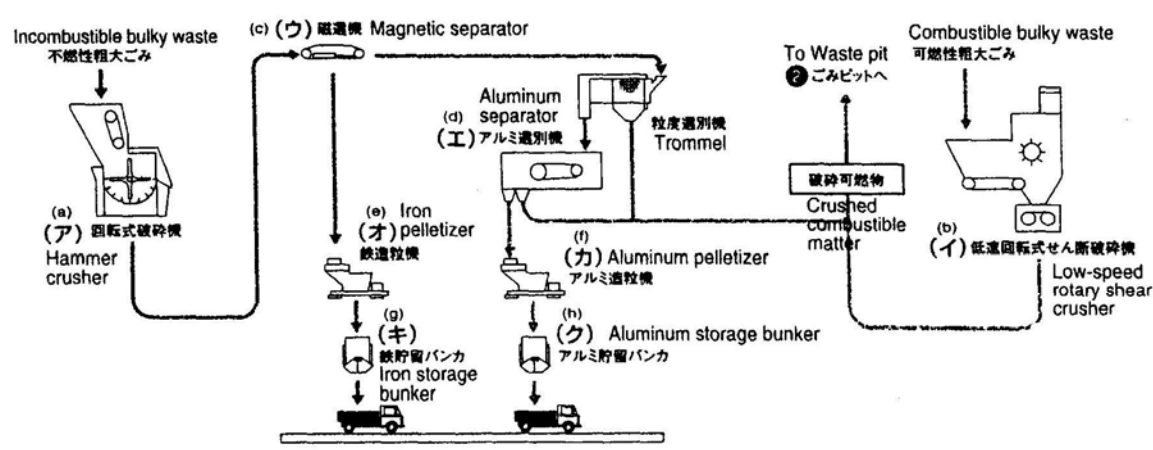


図-8 粗大ごみ破碎設備のフローシート（舞洲工場の例）



◎ 公害防止対策

焼却工場では、焼却処理による２次公害を防ぐため次の処置をとるとともに、工場の処理機能が十分に発揮できるよう常に整備に留意し、公害防止に万全を期している。
(表－10参照)

① ばいじん等排ガス対策

大阪府の地域においては、大気汚染防止法および大阪府生活環境の保全等に関する条例により排ガスは厳しく規制されており、ごみの焼却にあたっての対策には万全を期している。

焼却時の排ガス中に含まれるばいじんは、電気集じん器またはバグフィルターで除去し、さらに塩化水素、いおう酸化物は排ガス洗浄装置で除去している。また窒素酸化物については、発生を極力防ぐ自動燃焼制御装置で常に適切な焼却制御を行うとともに、脱硝装置により低減を図っている。

② ダイオキシン類対策

ダイオキシン類対策については、平成２年度に厚生省（当時）より通知された旧ガイドライン並びに平成９年の新ガイドラインに基づき、完全燃焼の徹底等を図るために設備改造を行ってきた。

平成９年８月の大気汚染防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の改正、平成１２年１月のダイオキシン類対策特別措置法の施行により平成１４年１２月から排ガス中のダイオキシン類の排出基準値が $1\text{ ng-TEQ/m}^3\text{N}$ となるため、対策が必要であった既設６工場（森之宮、港、南港、大正、住之江、鶴見）において、年次計画的に設備改造等ダイオキシン類削減対策工事を実施し、平成１４年７月末をもって完成したところである。

なお、平成１８年度の排ガス中のダイオキシン類濃度は表－９のとおりであり、排出基準値をすべてクリアしている。

表一 9 ごみ焼却工場における排ガス中のダイオキシン類濃度について
平成18年度排ガス中のダイオキシン類濃度 (ng-TEQ/m³ N)

◎測定結果

工事名	森之宮	港	南 港	大 正	住之江	鶴 見	西 淀	八 尾	舞 洲	平 野
測 定 年 月	H18.10	H18.8	H19.1	H18.7	H18.7	H18.7	H18.7	H18.8	H18.7	H18.7
洗煙出口(共通)	0.10	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1号煙突入口	—	0.017	0.11	0.00032	0.0021	0.00044	0.047	0.14	0.010	0.00047
2号煙突入口	—	0.0093	0.18	0.00036	0.0023	0.0036	0.0047	0.21	0.00051	0.00046
排 出 基 準	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0.1

注1: TEQとは、ダイオキシン類の量をダイオキシン類の中で最も毒性の強い2, 3, 7, 8-TCDDの量に換算した値。

注2: ng (ナノグラム) とは、1 0 億分の1 グラム

注3: 1 m³N (立法メートルノルマル) とは、0℃、1 気圧の状態に換算した気体の体積。

注4: 森之宮工場については、洗煙装置が共通のため洗煙装置出口の数値。

注5: ダイオキシン類濃度の数値にはコプラナーPCBを含む。

③ 臭 気 対 策

密閉されたピット内の空気を押込送風機で燃焼用として焼却炉に吹き込むために、ピット内の気圧が外部の気圧より低く保たれ、ごみ投入扉を開けても、ごみの臭気が外にもれないようになっている。また、9 0 0℃前後の高温で焼却しているため、排ガス中の臭気成分は完全に分解される。

④ 排 水 対 策

工場から排出される汚水は、プラント排水と洗煙排水とに分かれ、プラント排水は凝集沈殿方式＋ろ過、洗煙排水は凝集沈殿＋ろ過およびキレート樹脂法で処理した後、下水道または河川に放流している。

⑤ その他の対策

工場から発生する騒音については、発生源である機械類等を専用室内に設置して防音に努めるとともに、防音壁や吸音材等を用いてこれに対処している。

表－１０ 焼却工場における公害防止の対策

名 称	森 之 宮	港	南 港	大 正	住 之 江
排 ガ ス	自動燃焼制御 電気集じん器 排ガス洗浄装置 活性炭噴霧+触媒 尿素噴霧	自動燃焼制御 電気集じん器 排ガス洗浄装置 活性炭噴霧+後置バグフィルタ ー 尿素噴霧	自動燃焼制御 電気集じん器 排ガス洗浄装置 活性炭噴霧+後置バグフィルタ ー 尿素噴霧	自動燃焼制御 電気集じん器 排ガス洗浄装置 活性炭噴霧+後置バグフィルタ ー 尿素噴霧	自動燃焼制御 電気集じん器 排ガス洗浄装置 活性炭噴霧+後置バグフィルタ ー 尿素噴霧
排 水	アルカリ凝集沈殿 中和処理	アルカリ凝集沈殿 中和処理	アルカリ凝集沈殿 中和処理	アルカリ凝集沈殿 中和処理	アルカリ凝集沈殿 中和処理
ば い じ ん	薬剤処理	加熱脱塩素化処理 薬剤処理	加熱脱塩素化処理 薬剤処理	加熱脱塩素化処理 薬剤処理	加熱脱塩素化処理 薬剤処理

名 称	鶴 見	西 淀	八 尾	舞 洲	平 野
排 ガ ス	自動燃焼制御 電気集じん器 排ガス洗浄装置 活性炭噴霧+後置バグフィルタ ー 尿素噴霧	自動燃焼制御 バグフィルター+触媒 排ガス洗浄装置 尿素噴霧+アンモニア噴 霧	自動燃焼制御 バグフィルター+触媒 排ガス洗浄装置 アンモニア噴霧	自動燃焼制御 バグフィルター+触媒 排ガス洗浄装置 アンモニア噴霧	自動燃焼制御 バグフィルター+触媒 排ガス洗浄装置 活性炭噴霧 アンモニア噴霧
排 水	アルカリ凝集沈殿 中和処理	アルカリ凝集沈殿 中和処理	アルカリ凝集沈殿 中和処理	アルカリ凝集沈殿 中和処理	アルカリ凝集沈殿 中和処理
ば い じ ん	加熱脱塩素化処理 薬剤処理	薬剤処理	薬剤処理	加熱脱塩素化処理 薬剤処理	加熱脱塩素化処理 薬剤処理

※効果については、大気汚染防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等、関係法令に基づく排出基準以下となっている。

◎ 余 熱 利 用

港・南港・大正・住之江・鶴見・西淀・八尾・舞洲・平野の各工場では、ごみの焼却時に発生する熱を利用し蒸気を発生させ、蒸気タービンで発電を行っている。平成１８年度においては、一般家庭約１６万７千軒が使うほどの電気量に相当する発電（５９５，４５８ＭＷｈ）を行い、その電気を自家使用するほか、約６割を電力会社等に売却し約２５億円の収入を得ている。

また、発生した蒸気を近隣施設等へ供給し、可能な限り焼却余熱の有効利用に努めている。各工場の余熱利用状況については表－１１に示す。

表－１１ 焼却工場における余熱利用状況

工場名	供 給 先	
	電 気	蒸 気（高温水）
森之宮		建設局 中浜下水処理場（西）
		交通局 森之宮車輛検査所
		薬品会社
		公団住宅
港	電力会社	
南 港	電力会社	
大 正	電力会社	
住之江	電力会社	住之江総合会館
	南部環境事業センター	近隣施設
	建設局 津守下水処理場	
	建設局 住之江下水処理場	
鶴 見	電力会社	
	花博記念公園（ゆとりとみどり）	
	鶴見リサイクル選別センター	
	城北環境事業センター	城北環境事業センター
西 淀	電力会社	老人ホーム
	西北環境事業センター	
	エルモ西淀川	エルモ西淀川
八 尾	電力会社	八尾市立屋内プール
	八尾市衛生処理場	
舞 洲	電力会社	建設局 舞洲スラッジセンター
平 野	電力会社	
	東南環境事業センター	
	リフレうりわり（環境事業協会）	

(4) 最 終 処 分

ごみの最終処分は、本来、土壌の分解・浄化作用による自然還元行為であり、処分地に恵まれている諸外国においては、焼却処理よりむしろ直接埋立処分が主流を占めている。本市も戦後しばらくの間は、市内外の低湿地や池に小規模な埋立処分地を設けていたが、市域全体にわたる市街化、近郊市町村の宅地化により、内陸部に埋立処分地を設けることが困難な状態となった。そこで、焼却処理による減容化に努めるとともに昭和４７年度から大阪湾に大規模な最終処分地（北港処分地（舞洲））を造成し、更に昭和５２年度から舞洲に引き続く最終処分地として、北港処分地（夢洲）の造成を進め最終処分場の確保に努めてきた。

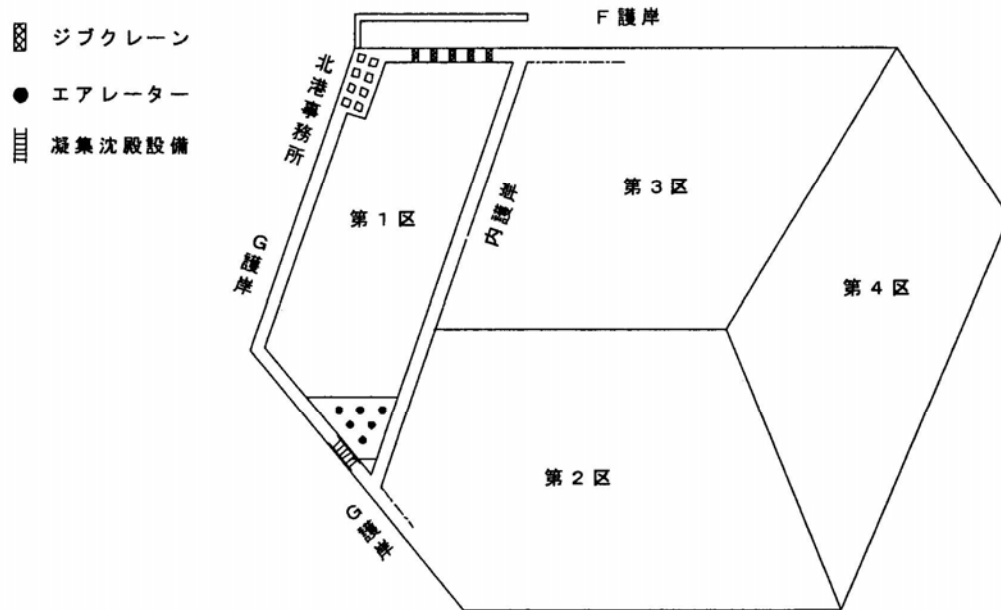
昭和６０年度から夢洲において埋立処分を行っている北港処分地（夢洲）は、唯一の本市独自の最終処分地であり、廃棄物行政を円滑に推進するために、今後さらに廃棄物の減量・減容化を図り、貴重な最終処分空間の有効活用に努めなければならない。

なお、平成４年１０月からは近畿２府４県１７５市町村が参画する「大阪湾フェニックス計画」の広域処理場も活用して最終処分を行っている。

表－１２ 北港処分地〔夢洲〕第１区の概要

処 分 地	此花区夢洲東1丁目地先
埋 立 面 積	731,000m ²
埋 立 容 積	11,690,000m ³
受 入 物 の 種 類	焼却残さい・下水汚泥 等

図－９ 北港処分地（夢洲）平面図



◎ 北港処分地の公害防止対策

① 污水対策

廃棄物の埋立に伴って生じる污水については、１次処理としてフローティング・エアレーターによる、曝気処理を行い、更に２次処理として凝集沈殿装置にて処理している。

② 発生ガス対策

埋立により、発生するガスは、ガス抜き装置により処理している。

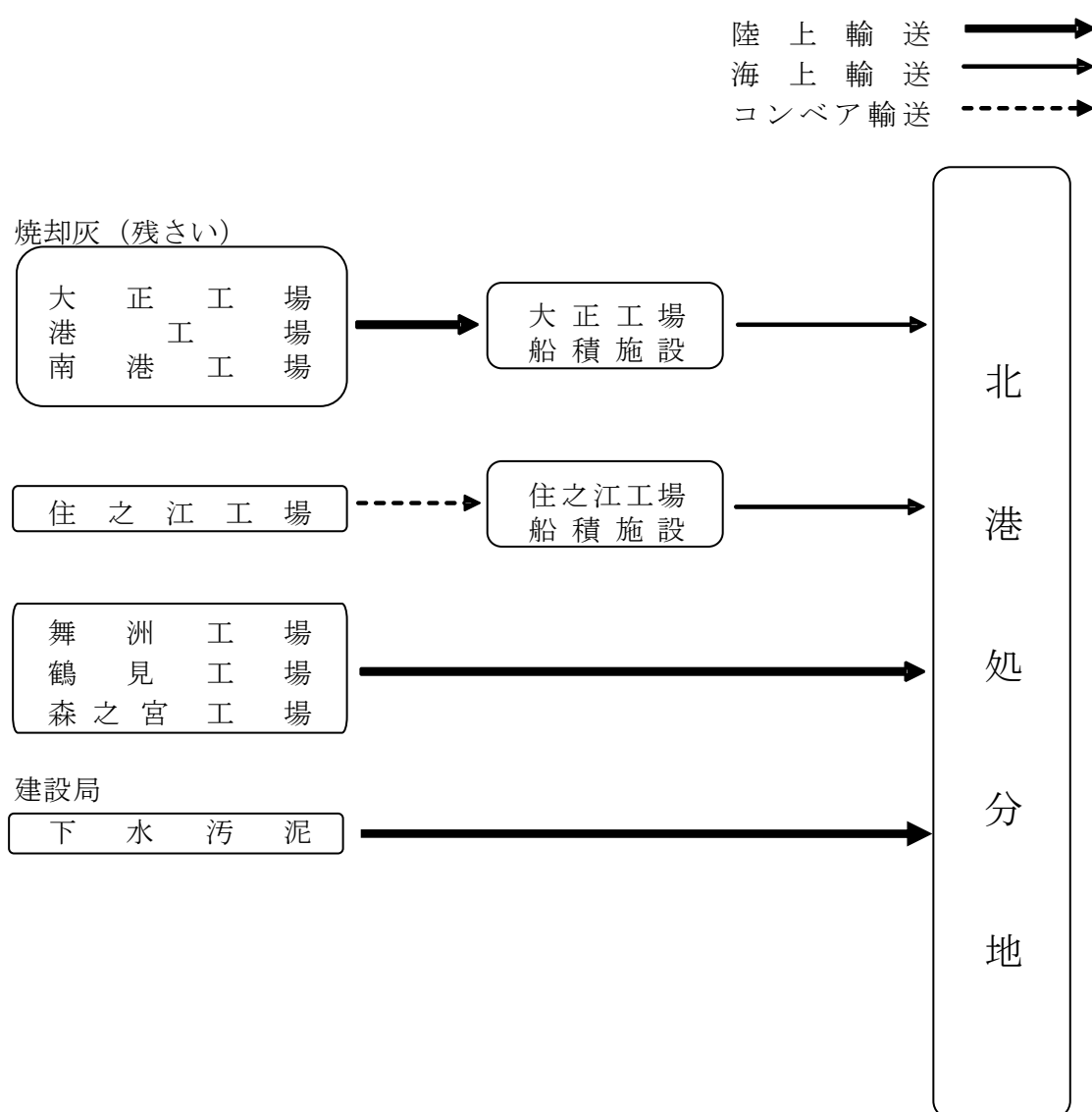
③ 害虫対策

ハエ等の害虫は適切に覆土することにより、害虫の発生を防止している。

④ その他

埋立処分地では、クレーンでの揚陸時に焼却残さい等が海に落下しないよう落下防止シートによる対策を講じている。また、適正な覆土により焼却残さい等の飛散の防止をしている。

図－１０ 北港処分地（夢洲）への搬入フロー



5 環境事業センター一覧

事業所名	開設 (建設工期)	所在地 (敷地面積)	本館棟構造 (延床面積)	車庫棟構造 (延床面積)	附帯施設
北部環境事業センター	S 61.4 (60.3～61.7)	北区同心 (6,041㎡)	鉄筋コンクリート造4階 建 (一部5階) (2,245㎡)	鉄骨造平家建5棟 (1,395㎡)	処理場 洗車場 給油所等
東北環境事業センター	S 60.4 (59.3～60.3)	東淀川区上新庄 (8,809㎡)	上記に同じ (3,202㎡)	鉄骨造平屋建7棟 (1,705㎡)	上記に同じ
城北環境事業センター	S 62.4 (61.3～62.3)	鶴見区焼野 (約7,700㎡)	上記に同じ (3,210㎡)	鉄骨造平家建6棟 (1,851㎡)	上記に同じ
西北環境事業センター	H 2.4 (63.10～2.3)	西淀川区大和田 (約8,300㎡)	鉄筋コンクリート造3階 建 搭屋付 (2,360㎡)	鉄骨造平家建5棟 (1,580㎡)	上記に同じ
中部環境事業センター 出張所	H 5.8 (H 3.10～5.5) H 9.10 (H 6.10～9.8)	東住吉区杭全 (5,497㎡) 浪速区塩草 (2,750㎡)	本館棟・車庫棟複合建物 鉄骨鉄筋コンクリート造(一部鉄筋コ ンクリート造)5階建(一部6階) (6,746㎡) 本館棟・車庫棟複合建物(併設市営住 宅) 鉄骨鉄筋コンクリート造 地下1階地上13階塔屋2階建 (7,110㎡)		上記に同じ
西部環境事業センター	H 8.12 (H 7.10～8.11)	大正区小林西 (7,588㎡)	鉄筋コンクリート造3階 建 (一部4階) (2,378㎡)	鉄骨造2階建1棟 平家建4棟 (1,245㎡)	上記に同じ
東部環境事業センター	S 58.12. (57.12～58.11)	生野区巽中 (5,106㎡)	鉄筋コンクリート造4階 建 (一部5階) (2,611㎡)	鉄骨造2階建1棟 (2,233㎡)	上記に同じ
西南環境事業センター	H 8.2 (H 6.10～9.3)	住之江区泉 (15,521㎡)	鉄筋コンクリート造3階 建 (2,599㎡)	鉄骨造2階建1棟 平家建4棟 (17,26㎡)	上記に同じ
南部環境事業センター	H 9.4 (56.12～57.11) 改修工事H 8.8～ 9.3	西成区南津守 (15,553㎡)	鉄筋コンクリート造4階 建 (一部5階) (3,379㎡)	鉄骨造2階建2棟 平家建3棟 (1,714㎡)	洗車場・給油 所等 併設：整備工場
東南環境事業センター	H 1.4 (62.3～1.3)	平野区瓜破南 (約10,400㎡)	上記に同じ (2,369㎡)	鉄骨造平家建5棟 (1,530㎡)	処理場 洗車場 給油所等